

請求の範囲

- [請求項1] B r i x (°)あたりのD－アスパラギン酸及びD－グルタミン酸の合計含有量 ($(\text{mg}/\text{L})/\text{B r i x}$) が30以上である、飲食品用組成物。
- [請求項2] D－アスパラギン酸の含有量が140mg/L以上である、請求項1に記載の飲食品用組成物。
- [請求項3] L－アスパラギン酸の含有量が1000mg/L以下である、請求項1又は2に記載の飲食品用組成物。
- [請求項4] D－アスパラギン酸及びD－グルタミン酸の合計含有量が170mg/L以上である、請求項1～3いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項5] L－アスパラギン酸及びL－グルタミン酸の合計含有量が2000mg/L以下である、請求項1～4いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項6] L－アスパラギン酸及びL－グルタミン酸の合計含有量100質量部に対するD－アスパラギン酸及びD－グルタミン酸の合計含有量が5質量部以上である、請求項1～5いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項7] L－グルタミン酸の含有量100質量部に対するD－アスパラギン酸及びD－グルタミン酸の合計含有量が15質量部以上である、請求項1～6いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項8] B r i x (°)あたりのD－アスパラギン酸及びD－グルタミン酸の合計含有量 ($(\text{mg}/\text{L})/\text{B r i x}$) が50以上である、請求項1～7いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項9] 乳酸発酵エキス又はその加工品である、請求項1～8いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項10] 乳酸発酵エキスの原料がモルトエキスである、請求項9に記載の飲食品用組成物。
- [請求項11] 乳酸発酵エキスがL b . f e r m e n t u mで発酵させる工程を含む

む方法により得られたものである、請求項 9 又は 10 に記載の飲食品用組成物。

[請求項12] 飲料にキレを付与するための、請求項 1 ～ 11 いずれかに記載の飲食品用組成物。